

水質検査結果書

項 目			八屋戸浄水場 原水			水質基準値	測定方法
			琵琶湖水※	地下水(深井戸)※	地下水(浅井戸)※		
採 水 年 月 日			6月8日				
採 水 時 間			10:00	10:45	11:05		
水 温		℃	19.5	17.0	17.0		
水 質 基 準 項 目	一 般 細 菌	集落/mL	22	0	4	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大 腸 菌	****	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	水 銀 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005 以下	厚生労働省告示第261号 別表7
	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	六 価 ク ロ ム 化 合 物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	亜 硝 酸 態 窒 素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表12
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2未満	0.6	0.4	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	フッ素及びその化合物	mg/L	0.10	0.34	0.18	0.8 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01	0.01未満	0.01未満	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	四 塩 化 炭 素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	シス -1,2 ジクロロエチレン及びトランス -1,2- ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオktan 酸	mg/L	0.000005未満	0.000005未満	0.000005未満	0.00005 以下	厚生労働省告示第261号 別表45
	ベ ン ゼ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	塩 素 酸	mg/L	****	****	****	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	****	****	****	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表17の2
	ク ロ ロ ホ ル ム	mg/L	****	****	****	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ジ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	****	****	****	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表17の2
	ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	****	****	****	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	臭 素 酸	mg/L	****	****	****	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表18
	総 ト リ ハ ロ メ タ ン	mg/L	****	****	****	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	****	****	****	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表17の2
	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	****	****	****	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ブ ロ モ ホ ル ム	mg/L	****	****	****	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	mg/L	****	****	****	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表19
	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02	0.01未満	0.03	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	鉄 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.03	0.01未満	0.03	0.3 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	銅 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7	5	6	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	マンガン及びその化合物	mg/L	0.006	0.001未満	0.002	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	塩 化 物 イ オ ン	mg/L	9	4	7	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	mg/L	38	15	20	300 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	蒸 発 残 留 物	mg/L	68	57	57	500 以下	厚生労働省告示第261号 別表23
	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表24の2
	ジ エ オ ス ミ ン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	2- メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表28
	フ ェ ノ ー ル 類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005 以下	厚生労働省告示第261号 別表29
	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/L	1.2	0.3未満	0.3未満	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30
	pH 値	****	7.8	6.9	6.2	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味	****	****	****	****	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33
	臭 気	****	藻	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色 度	度	1.4	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
	濁 度	度	0.8	0.1未満	0.5	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
その他項目※	遊 離 残 留 塩 素	mg/L	****	****	****	****	DPD法
	電 気 伝 導 度	μS/cm	118	62	75	****	電極法
検 査 期 間		令和8年6月8日 ～ 令和8年6月17日			検 査 機 関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

【備考】

- * 原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。
- * 水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。
- * 原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。
- * ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。

水質検査結果書

項 目		八屋戸浄水場			水質基準値	測定方法
		浄水	栓水			
採 水 年 月 日		6月8日				
採 水 時 間		10:30	11:40			
水 温	℃	20.0	24.5			
水 質 基 準 項 目	一 般 細 菌	集落/mL	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大 腸 菌	****	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.003 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	水 銀 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.0005 以下	厚生労働省告示第261号 別表7
	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	六 価 ク ロ ム 化 合 物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	亜 硝 酸 態 窒 素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表12
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2未満	0.2未満	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	フッ素及びその化合物	mg/L	0.09	0.09	0.8 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	四 塩 化 炭 素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.002 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	シス -1,2 ジクロロエチレン及び トランス -1,2- ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 及びペルフルオロオクタン酸	mg/L	0.000005未満	0.000005未満	0.00005 以下	厚生労働省告示第261号 別表45
	ベ ン ゼ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	塩 素 酸	mg/L	0.06	0.06	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表17の2
	ク ロ ロ ホ ル ム	mg/L	0.003	0.007	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ジ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.003未満	0.003未満	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表17の2
	ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.002	0.003	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	臭 素 酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表18
	総 ト リ ハ ロ メ タ ン	mg/L	0.007	0.017	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	0.003未満	0.003未満	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表17の2
	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.003	0.006	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ブ ロ モ ホ ル ム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表19
	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.08	0.07	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	鉄 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.3 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	銅 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01未満	0.01未満	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8	8	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	塩 化 物 イ オ ン	mg/L	11	12	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	mg/L	39	38	300 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	蒸 発 残 留 物	mg/L	73	79	500 以下	厚生労働省告示第261号 別表23
陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表24の2	
ジ ェ オ ス ミ ン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
2- メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25	
非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表28	
フ ェ ノ ー ル 類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.005 以下	厚生労働省告示第261号 別表29	
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.7	0.6	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30	
pH 値	****	7.5	7.5	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号 別表31	
味	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33	
臭 気	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34	
色 度	度	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36	
濁 度	度	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41	
その他 項目※	遊 離 残 留 塩 素	mg/L	0.7	0.4	****	DPD法
	電 気 伝 導 度	μS/cm	125	127	****	電極法
検 査 期 間		令和8年6月8日 ～ 令和8年6月17日		検 査 機 関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

【備考】

- * 原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。
- * 水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。
- * 原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。
- * ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。

水質検査結果書

項 目			真野浄水場			水質基準値	測定方法
			原水	浄水	栓水		
採 水 年 月 日			6月8日				
採 水 時 間			11:30	10:45	9:10		
水 温		℃	20.0	21.5	23.0		
水 質 基 準 項 目	一 般 細 菌	集落/mL	180	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大 腸 菌	****	検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	水 銀 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005 以下	厚生労働省告示第261号 別表7
	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	六 価 ク ロ ム 化 合 物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	亜 硝 酸 態 窒 素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表12
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2未満	0.2未満	0.2未満	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	フッ素及びその化合物	mg/L	0.11	0.09	0.10	0.8 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	四 塩 化 炭 素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	シス -1,2 ジクロロエチレン及びトランス -1,2- ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオktan 酸	mg/L	0.000005未満	0.000005未満	0.000005未満	0.00005 以下	厚生労働省告示第261号 別表45
	ベ ン ゼ ン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	塩 素 酸	mg/L	****	0.06	0.06	0.6 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	****	0.002未満	0.002未満	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表17の2
	ク ロ ロ ホ ル ム	mg/L	****	0.004	0.008	0.06 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ジ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	****	0.003未満	0.003未満	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表17の2
	ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	****	0.002	0.003	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	臭 素 酸	mg/L	****	0.001未満	0.001未満	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表18
	総 ト リ ハ ロ メ タ ン	mg/L	****	0.010	0.016	0.1 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L	****	0.003未満	0.003未満	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表17の2
	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	****	0.004	0.006	0.03 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ブ ロ モ ホ ル ム	mg/L	****	0.001未満	0.001未満	0.09 以下	厚生労働省告示第261号 別表14
	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	mg/L	****	0.008未満	0.008未満	0.08 以下	厚生労働省告示第261号 別表19
	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02	0.07	0.07	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	鉄 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.05	0.01未満	0.01未満	0.3 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	銅 及 び そ の 化 合 物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7	8	8	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	マンガン及びその化合物	mg/L	0.007	0.001未満	0.001未満	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	塩 化 物 イ オ ン	mg/L	9	11	12	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	mg/L	36	37	38	300 以下	厚生労働省告示第261号 別表6
	蒸 発 残 留 物	mg/L	74	74	75	500 以下	厚生労働省告示第261号 別表23
	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表24の2
	ジ エ オ ス ミ ン	mg/L	0.000001	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	2- メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表28
	フ ェ ノ ー ル 類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005 以下	厚生労働省告示第261号 別表29
	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	1.5	0.8	0.8	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30
	pH 値	****	8.6	7.5	7.5	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味	****	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33
	臭 気	****	藻	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色 度	度	2.2	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
	濁 度	度	1.4	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
その他項目※	遊 離 残 留 塩 素	mg/L	****	0.9	0.6	****	DPD法
	電 気 伝 導 度	μS/cm	118	127	128	****	電極法
検 査 期 間		令和8年6月8日 ～ 令和8年6月17日			検 査 機 関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

【備考】

- * 原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。
- * 水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。
- * 原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。
- * ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。

水質検査結果書

項 目			柳が崎浄水場			水質基準値	測定方法
			原 水※	浄 水	栓 水		
採 水 年 月 日			6月9日				
採 水 時 間			9:40	10:05	9:20		
水 温		℃	21.0	21.0	24.0		
水 質 基 準 項 目	一 般 細 菌 集落/mL		380	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大 腸 菌 ****		検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	塩 化 物 イ オ ン mg/L		9	13	14	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ジ ェ オ ス ミ ン mg/L		0.000001	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	2- メ チ ル イ ソ ボ ル ネ オ ー ル mg/L		0.000001	0.000001	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	有 機 物 (全 有 機 炭 素 (TOC) の 量) mg/L		1.5	0.5	0.5	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30
	pH 値 ****		7.9	7.4	7.3	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味 ****		****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33
	臭 気 ****		藻+微泥	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色 度 度		3.6	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
濁 度 度		4.9	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41	
その他 項目※	遊 離 残 留 塩 素 mg/L		****	0.8	0.5	****	DPD法
	電 気 伝 導 度 μS/cm		117	126	129	****	電極法
検 査 期 間			令和8年6月9日 ～ 令和8年6月17日			検 査 機 関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課

項 目			膳所浄水場			水質基準値	測定方法
			原 水※	浄 水	栓 水		
採 水 年 月 日			6月9日				
採 水 時 間			9:55	10:15	10:40		
水 温		℃	21.5	22.0	23.5		
水 質 基 準 項 目	一 般 細 菌	集落/mL	370	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大 腸 菌	****	検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	塩 化 物 イ オ ン	mg/L	9	11	12	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ジ ェ オ ス ミ ン	mg/L	0.000001	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	2- メ チ ル イ ソ ボ ル ネ オ ー ル	mg/L	0.000002	0.000001	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	有 機 物 (全 有 機 炭 素 (TOC) の 量)	mg/L	1.6	0.6	0.6	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30
	pH 値	****	7.6	7.3	7.3	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味	****	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33
	臭 気	****	藻+微土	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色 度	度	4.2	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
その他 項目※	濁 度	度	4.2	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
	遊 離 残 留 塩 素	mg/L	****	0.6	0.5	****	DPD法
	電 気 伝 導 度	μS/cm	117	123	125	****	電極法
検 査 期 間		令和8年6月9日 ～ 令和8年6月17日			検 査 機 関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

【備考】

- * 原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。
- * 水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。
- * 原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。
- * ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。

水質検査結果書

項 目			新瀬田浄水場			水質基準値	測定方法
			原 水※	浄 水	栓 水		
採 水 年 月 日			6月9日				
採 水 時 間			9:45	9:35	10:30		
水 温		℃	22.0	23.0	23.0		
水 質 基 準 項 目	一 般 細 菌	集落/mL	270	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大 腸 菌	****	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	塩 化 物 イ オ ン	mg/L	9	11	12	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ジ ェ オ ス ミ ン	mg/L	0.000001	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	2- メ チ ル イ ソ ボ ル ネ オ ー ル	mg/L	0.000002	0.000001	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	有 機 物 (全 有 機 炭 素 (TOC) の 量)	mg/L	1.6	0.3	0.3	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30
	pH 値	****	7.7	7.4	7.5	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味	****	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33
	臭 気	****	藻+微土	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色 度	度	4.0	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
濁 度	度	6.3	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41	
その他 項目※	遊 離 残 留 塩 素	mg/L	****	0.8	0.5	****	DPD法
	電 気 伝 導 度	μS/cm	117	126	128	****	電極法
検 査 期 間		令和8年6月9日 ～ 令和8年6月17日			検 査 機 関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

【備考】

- * 原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。
- * 水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。
- * 原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。
- * ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。

水質検査結果書

項 目			蓬 菜	細 川	和 邇	春日町	水質基準値	測定方法
採 水 年 月 日			6月8日	6月10日	6月8日	6月9日		
採 水 時 間			9:40	10:35	9:25	11:15		
水 温		℃	21.0	20.0	24.0	24.0		
水 質 基 準 項 目	一 般 細 菌 集落/mL		0	0	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大 腸 菌 ****		不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	塩 化 物 イ オ ン mg/L		12	13	12	14	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ジ ェ オ ス ミ ン mg/L		0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	2- メ チ ル イ ソ ボ ル ネ オ ー ル mg/L		0.000001	0.000001	0.000002	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	有 機 物 (全 有 機 炭 素 (TOC) の 量) mg/L		0.7	0.6	0.8	0.5	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30
	pH 値 ****		7.5	7.7	7.5	7.4	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味 ****		異常無	異常無	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33
	臭 気 ****		異常無	異常無	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色 度 度		0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
濁 度 度		0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41	
その他 項目※	遊 離 残 留 塩 素 mg/L		0.4	0.7	0.6	0.6	****	DPD法
	電 気 伝 導 度 μS/cm		127	131	128	129	****	電極法
検 査 期 間			令和8年6月8日 ～ 令和8年6月17日			検 査 機 関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

項 目			横 木	晴 嵐	石 倉		水質基準値	測定方法
採 水 年 月 日			6月10日	6月10日	6月10日			
採 水 時 間			9:25	11:30	9:55			
水	温	℃	22.0	22.5	22.0			
水 質 基 準 項 目	一 般 細 菌	集落/mL	0	0	0		100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大 腸 菌	****	不検出	不検出	不検出		検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	塩 化 物 イ オ ン	mg/L	14	11	13		200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ジ ェ オ ス ミ ン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満		0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	2- メ チ ル イ ソ ボ ル ネ オ ー ル	mg/L	0.000001	0.000001未満	0.000001		0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	有 機 物 (全 有 機 炭 素 (TOC) の 量)	mg/L	0.5	0.6	0.5		3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30
	pH	値	****	7.6	7.4		5.8～8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味	****	異常無	異常無	異常無		異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33
	臭	気	****	異常無	異常無		異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色	度	度	0.5未満	0.5未満		5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
	濁	度	度	0.1未満	0.1未満		2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
その他 項目※	遊 離 残 留 塩 素	mg/L	0.6	0.8	0.5		****	DPD法
	電 気 伝 導 度	μS/cm	129	123	129		****	電極法
検 査 期 間		令和8年6月10日 ～ 令和8年6月17日			検 査 機 関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課		

- 【備考】
- * 原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。
 - * 水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。
 - * 原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。
 - * ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。